

ご案内

(案内項目の見出し)

1. 請求書様式変更のご案内
 2. 共益費の支払方法について
 3. 別荘地管理に関するお願い
 4. 原野商法広告や、測量商法に派生した悪徳商法にご注意
-

1. 請求書様式変更のご案内

このたび、管理事務業務の合理化を図るため、共益費請求書の様式を改めました。

- ① 特殊サイズ→A4 規格サイズ
- ② 管理、水道共通様式に変更。
- ③ 払い込み先の統一・・・払い込みが簡便な郵便振替に統一。

2. 共益費の支払方法について

お客様に振替費用の負担がない郵便振替をご利用ください。

ただし、ご所有名義が法人・事業者様等のために銀行振り込みも可能ですが、この場合は払い込み者様で振替費用をご負担願います。

また、別荘地定住者や頻繁に別荘をご利用の方のため、管理事務所でのお支払いも承っております。ただし、事務所受付者が不在の場合もありますので遠方からお越しの際は電話等で事前に日時をご確認の上お越しくくださいますようお願い申し上げます。

3. 別荘地管理に関するお願い

① 駐車マナーの向上にご協力をお願い申し上げます。

交差点周辺・カーブ地点への駐車は、ほかの通行者に迷惑になるだけでなく、交通事故等危険を伴います。また、救急・災害時に救急車や消防車等の通行に支障を来す恐れがあります。自家用車の駐車、停車は余剰幅員等を考慮して行ってください。

経常的な迷惑駐車につきまして、運行者のご協力が得られない場合は、レッカー車による撤去もありえますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

② 公衆用道路上への構築物設置禁止について

ごくまれに、道路に越境して構築物を設置されている方が最近見受けられます。当社パトロールの者が注意をしても撤去されない等安全対策に協力をしていただけない場合は、通告なく撤去することもあります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 構築物・・・土地に定着されたフェンス、花壇、ブロック塀その他等

③ 水道メーター検針上のお願い

水道メーターボックス上に構造物を設置したり、ボックス内をモルタルで固めたりしないでください。水道使用量の検針に支障がでたり、給水管損傷時の緊急措置や復旧処置ができなくなります。施設の変更・改造は無断で行わないようにしてください。

4. 原野商法広告や、測量商法に派生した悪徳商法にご注意

不景気のなか、別荘分譲地オーナーをターゲットにした不要な商品やサービスを提供し、不当な額の金銭を要求する商法がはびこっています。サービスの内容や品質について十分な説明を受けずに、また納得のいかないうちに発注・契約の行為を行わないように心がけてください。当社ではお客様に事前連絡をせずに、**測量業務**や**管理業務**を外部の業者に委託することはありません。

また、広告や売却など**不審なセールス**とお感じになりましたらいつでも当管理事務所 **電話(0795)47-1355、fax(0795)47-1357** にお問い合わせください。

以上

平成16年5月吉日

東条湖別荘地管理事務所
兵庫県加東郡東条町黒谷 1197-23